

明治学院大学学友会運営委員会細則

2024 年 11 月 8 日 常務理事会承認

2025 年 3 月 22 日 幹事会承認

2025 年 9 月 20 日 幹事会承認

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本細則は、明治学院大学学友会（以下「学友会」という。）規程第 18 条に基づき設置する明治学院大学学友会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営および運営委員の選出等に関する事項を定め、学友会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員長)

第 2 条 運営委員会の業務を総理する長として、委員長 1 名を置く。

(副委員長)

第 3 条 委員長を補佐して運営委員会の業務を掌理し、委員長に欠員、事故その他やむを得ない事由があるときはその職務を行うため、副委員長 2 名を置く。

(組織)

第 4 条 運営委員会に、次の組織および事務担当を設ける。

- (1) 企画広報グループ
- (2) 支部支援グループ
- (3) 学生支援グループ
- (4) 事務担当

2 各グループにグループ長 1 名・副グループ長 1 名を置く。

3 各グループおよび事務担当の役割、職務は運営委員会が決定する。

4 その他、学友会幹事会の決議により、臨時で必要な組織を置くことができる。

第 2 章 運営委員

(資格)

第 5 条 運営委員は、学友会員でなければならない。

(責務)

第 6 条 運営委員は、学友会の適正かつ円滑な運営に寄与するよう誠実に職務を遂行する。

2 運営委員は、学友会の方針および学友会幹事会の指示に基づき、職務を遂行する。

3 運営委員は、関係法令、学友会規程、学友会が定める規範、規程、細則等を遵守し、職務を遂行する。

4 運営委員は、学友会常任幹事会の決議による承認がある場合を除き、学友会の利益と相反する行為を行ってはならない。

5 運営委員は、学友会の機密を保持しなければならない。

(選任)

第7条 運営委員長および副委員長の選任は、明治学院大学学友会運営委員会支部支援グループならびに全国支部および地域ブロック等に関する内規に定める、全国ブロック長会議の決議により決定する。但し、5名以上の支部長の推薦を得なければならない。

2 各グループ長は運営委員長が選任する。

3 各グループの副グループ長は、グループ長が選任する。

(任期)

第8条 運営委員の任期は1期2年、2期を限度とする。但し、補充により選出された運営委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(退任)

第9条 運営委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退任とする。

(1) 任期満了

(2) 死亡

(3) 辞任

(4) 解任

(5) その他特別の事情がある時

(辞任)

第10条 運営委員として辞任しようとする場合は、速やかに学友会常任幹事会に届けるものとする。

(辞任勧告)

第11条 運営委員として不正または背任に該当する疑わしい行為があった場合は、学友会常任幹事会は辞任勧告を行うことができる。

(解任)

第12条 運営委員の解任は、学友会幹事会の決議によって行う。

(報酬および交通費等)

第13条 運営委員は、無報酬とする。

2 運営委員の出張、会議参加等の旅費・交通費については、別に定める。

第3章 運営委員会

(構成)

第14条 運営委員会は、委員長、副委員長、グループ長、副グループ長をもって構成する。

(開催)

第15条 運営委員会は、定例運営委員会および臨時運営委員会とする。

2 定例運営委員会は、原則として月1回開催する。

3 臨時運営委員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者および議長)

第16条 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(招集請求)

第 17 条 運営委員は、運営委員会の議題（会議の目的たる事項）を記載した書面を招集権者に提出し、運営委員会の招集を請求することができる。

（招集手続）

第 18 条 運営委員会の招集通知は、各運営委員に対し、運営委員会の会日の 1 週間前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、運営委員の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

2 前項の通知は、書面のほか、電磁的方法によることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、運営委員の全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる。

（運営委員会の開催方法）

第 19 条 運営委員会は、対面による会議のほか、WEB 会議システムでの開催、または電磁的方法による開催をすることができる。

（議案）

第 20 条 運営委員会に付議する議案は、議長がこれを提出する。但し、他の運営委員もあらかじめ議長にその趣旨を申し出ることにより、これを提出することができる。

2 運営委員会は、招集通知に掲げられなかった議案についても、特に支障のない限り、これを審議することができる。

（関係者の陪席）

第 21 条 運営委員会は、必要に応じて運営委員以外の者の陪席を求め、その意見または説明を求めることができる。当該陪席者の定足数への参入および議決権の行使は認めない。

（審議事項）

第 22 条 運営委員会は次の事項を審議する。

（1）3 つのグループから提出された活動に関する議案

（2）その他、運営委員会や地域ブロック・支部に関する事項

（決議の方法）

第 23 条 運営委員会の決議は、運営委員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行う。賛否同数の場合は、議長が決定する。

（決議の省略）

第 24 条 第 22 条に定める審議事項について、運営委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の運営委員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 25 条 議長は、運営委員会の議事について議事録を作成し、出席運営委員の確認を経るものとする。

第 4 章 雑則

（本細則の運用上の疑義）

第 26 条 本細則の運用について疑義が生じた場合は、運営委員会においてこれを決定する。
(改廃)

第 27 条 本細則の改廃は、常任幹事会の議を経て、幹事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この細則は、2025 年 3 月 11 日から施行する。
- 2 この細則は、2025 年 3 月 22 日から施行する。(第 4 条の変更)
- 3 この細則は、2025 年 9 月 20 日から施行する。(第 1 条の変更)